

目 次

会期日程表	1
-------	---

第 1 号 (8月6日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第40号の上程、説明、質疑	5
和解に関する審査特別委員会の設置、委員会付託	22
議案第41号の上程、説明、質疑	23
予算審査特別委員会の設置、委員会付託	26
議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託	27
議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	29
諸般の報告	31
散会の宣告	31

第 2 号 (8月7日)

開議、閉会の日時	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	33
事務局出席者	33

議事日程	33
開議の宣告	35
議案第40号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	35
議案第41号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	39
閉会の宣告	42
署名議員	43

平成20年第6回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成20年8月6日 会期2日間
閉会 平成20年8月7日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
8月6日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・提案説明 議案第40号～議案第43号質疑 議案第40号和解に関する審査特別委員会付託 議案第41号～議案第43号予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時	議案第40号和解に関する審査特別委員会（参考人説明）
8月7日	木	委員会	午前10時	議案第40号和解に関する審査特別委員会（説明～採決）
			午後3時	議案第41号～議案第43号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午後4時	議案第40号和解に関する審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第41号～議案第43号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決（閉会）

会期日数 2日間 本会議日数 2日間 委員会日数 2日間

平成20年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成20年8月6日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成20年8月6日 午前10時00分)

散 会 (平成20年8月6日 午前11時45分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	シークワーカー 振興室長 山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	建設環境 課 長 新 里 政 雄
総務課長 島 袋 幸 俊	教 育 長 平 良 宏
財務課長 神 里 富 松	教 育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第40号	建物明渡等請求事件に係る和解について	提案説明 質疑～付託
5	議案 第41号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託
6	議案 第42号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	提案説明 質疑～付託
7	議案 第43号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補 正予算	提案説明 質疑～付託

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成20年第6回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 友寄景光議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、平成20年8月6日から7日までの2日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は平成20年8月6日から7日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

◎議案第40号の上程、説明、質疑

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 本日は平成20年第6回臨時議会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解についての議案を提案いたします。

大宜味村(原告)と有限会社農業生産法人大宜味物産振興会(被告)との間で係争中の平成19年(ワ)第134号建物明渡等請求事件の裁判上の和解を下記のとおり那覇地方裁判所名護支部において成立させるため、議会の議決を求める。

平成20年8月6日提出

大宜味村長 島袋義久

記

1. 相手方 大宜味村字上原152番地
有限会社 農業生産法人 大宜味物産振興会
代表取締役 與那覇 玲

2. 和解の概要 別紙 裁判所和解案

提案理由

建物明渡等請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

なお、和解案等の内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは、議案第40号の建物明渡等請求事件に係る和解についての概要を補足説明したいと思います。

資料につきましては、1ページのほうに、那覇地方裁判所の名護支部から和解提案が提示されております。この和解案の条項は15項目にわたっております。これについての主な点をご説明したいと思います。この和解案の提案については、議案説明書の7ページをお開きいただきたいと思います。説明書の7ページに、被告訴訟代理人から和解案の骨子が6月17日に提案されておまして、この提案の案を受けまして内部で検討してきたところでございます。

この6月17日に一応は出されておりますが、その前に顧問弁護士の照屋弁護士には、相手弁護士から口頭で和解の提案を改めてやりたいというようなことがあって、弁護士は、一応早速村のほうに連絡がありまして、あわせて口頭ではなく文書で出してくださいというふうな指示をしたところ、この6月17日付の骨子が出ております。5項目にわたって出ておりました。

それで、村にこのファクスが入った時点で、翌日内部で検討しながら弁護士と相談した中で、5項目の中で、特に骨子となっている1点目の、被告は、原告に対し、本件加工施設を平成21年3月31日限り、3項の金300万円の支払いと引きかえに明け渡すということと、2点目の、原告は、被告に対し、本件加工施設の平成19年度分及び平成20年度分の賃料を免除するという点については大変重要なことですので、この点については吟味して相手弁護士に一応伝えておりますが、その他の項目については、基本的に一応は合意を得て裁判所に提案したようなところでございます。

その中で第1点目と言いますのは、施設を平成21年3月31日限り、一応は300万円と引きかえに明け渡すというようなことになっておりますが、具体的に無条件で引き渡すというような内容のものが、ちょっと後々また長引く気配があるということで、これまで大宜味村が訴えの提訴をした大きな争点として、この裁判は、あくまでも契約の満了に伴う明け渡しであるということ争点としてまいりました。

これについては、基本的に認めてもらわないとこの和解の受けはできませんというふうなことで調整した結果、被告のほうもこの1ページにありますように、第1項の、被告は、原告に対し、別紙施設目録記載の施設ということについて、平成18年4月3日締結された管理運営貸付委託契約が、平成19年3月31日の経過により終了したことを確認するという点で、相手もこれまでは否定しておりましたことについて、全面的に認めていただきました。

この点と、それからいろいろな19年度、20年度の賃料は免除するという点については、大宜味村としては債権の放棄は、他の徴収条例等も含めて他の例もありますが、これは困難であるというようなことで、これは相手弁護士にもその点は了解させていただきました。この点については、提案骨子にあります5項目に、こういう事例で確認をさせていただきました。

和解案の5の、被告は、原告に対し、平成19年度及び平成20年度の本件加工施設使用料相当損害金合計で534万4,000円が未払いであることを認めていただくということについて

は、未払いであるというようなことを確認得ましたので、その他の項目については、基本的に相手弁護士と当弁護士と調整しながら、合意を得て提案したところでございます。

その中で、特に6項目の、原告は、被告に対し、被告が本件加工施設の継続的使用を期待していたところ、管理運営期間が短縮になったためその期待が失われたこと、その金銭的な評価額は800万円を下らないことを認めるということについて、大宜味村は、従来、被告が移転料、損害補償としてずっと言ってきました2,000万円及び最終的には2,500万円余りの提示がありました件については、内容を検討したところ、研修派遣とか従業員の訓練とか等々の中身を見て、800万円については、金銭的には期待が失われたことということで認められるだろうというようなことで、逆に大宜味村はこれだけは皆さんのほうから認められますというような内容で調整をしてきて、そして、結果として7項目の解決金として300万円は、平成21年3月31日限り、明け渡しするのであれば普通口座に振り込みましょうということで、我々の債権である500万円とそれから相手側の債権ということで認めようという800万円を引きまして、相殺をしたものについての解決金として300万円をお支払いして明け渡しをしていただくというような形で、ほぼ基本的に合意をしたところでございます。

そういった中で、それぞれの、その他の残余の請求あるいは債権債務については、第14項を見ていただきたいんですが、原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するということで、この条項が成立したら、お互いそれぞれの債権債務についての請求するようなことはもうないですねということで双方とも合意したので、一応裁判所としてもこの合意した調整、6月24日に合意会議を持ちまして、裁判官のもとで基本的な裁判官、相手側被告また原告も交えて調整した結果、最終的に6月27日付で、裁判官からこういう和解提案が出されているところでございます。

これについて、一応は和解として、これまで被告と調整した骨子等も含めて、大宜味村が調整した結果もほぼ受け入れていただいたので、早期に解決するために円満な方法として和解としてやっていこうということで、今回明け渡しの和解の提案をしているところでございますので、ひとつご了承をお願いしたいと思っております。

なお、この和解の受け入れに当たって、大宜味村の基本的な考え方をちょっとご説明したいと思いますが、説明資料の2ページをお開きいただきたいと思いますが、説明資料の2ページのほうに、大宜味村特産品加工施設裁判の和解に向けての基本的な考え方について

ということで、村の考え方をまとめました。ちょっと読み上げてみたいと思います。

村は、平成19年9月5日に「契約期間の満了に伴う明渡と加工施設に対する所有権の侵害による賠償請求」を求めて那覇地方裁判所名護支部に提訴しました。

平成19年10月2日の第1回期日から平成20年6月24日まで、8回の裁判期日を行ってきました。

裁判において、村は、平成19年4月1日より加工施設の指定管理者導入に伴い、管理委託制度に基づく「契約期間は契約時の予告通り平成19年3月末日で満了した」と主張して施設の明け渡しを求めましたが、大宜味物産振興会は一貫して「契約は、継続的契約であり明け渡しの請求は、権利の乱用」であるとする主張を続けてきました。

審理を進めていく中で、大宜味物産振興会より、話し合いによる解決の要望がありました。村は、法廷での審理を尽くし裁判による解決を優先してまいりましたが、裁判官の早期解決を望むなら話し合いのテーブルに着くことも必要ではないかとのあっせんもあり、審理を並行しながら和解するに値するか検討するための材料を得るという基本姿勢で臨んでまいりました。

第8回の期日に先立って、6月17日、被告側より新たに和解案の提案がありました。

これまでの訴訟の進捗状況から、このまま審理を続行すると長期化するとの判断がされることから、大宜味村のシークワサー生産農家への影響が憂慮されます。また、平成20年1月に行われました会計実地検査におきまして、加工施設の運営において補助金適正化法による目的外使用の指摘を受け、運営の是正を促されており、今後の訴訟の経過を踏まえて判断するとの見解を受けており、早期の適正運営を行う必要があります。さらに、東村において総合農産物加工施設の建設が、平成21年度供用開始予定で進められています。同施設には、本加工施設と同等のシークワサー加工処理能力の施設も含まれております。隣村での営業であり、製品開発や施設運営での競合等が懸念されることから、全体的な村益を考えて、早期解決の方策と指定管理者による加工施設の早期管理運営を検討することにしました。物産振興会提案の和解案に対し、村は、従来の主張を維持しながらも現実的な解決案を物産振興会に提示しました。

その結果、本加工施設について締結された管理運営貸付委託契約が、平成19年3月31日の経過により終了したという原告が一貫して主張したことを被告が認めた上で、原告は被告に対し、本加工施設の明け渡しを平成21年3月31日まで猶予することとその期日限り明け渡すこと。原告が被告に一定額の解決金を支払うことなどで、大筋合意をしたところで

あります。

以上の経緯から、大宜味物産振興会提案による和解案に対し、村の条件等を勘案し裁判所和解案が提案されておりますので、早期解決への道筋であります和解案の受け入れに対し、議員の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。という基本的な考え方で臨んでまいりました。

では従来は、今回和解提案で前議会で和解はないというようなことで、皆さんに議決をとっていただきましたけれども、なぜ今回和解案を受け入れたかということについてのこの経過を簡単にご説明したいと思います。

同じく3ページをお開きいただきたいと思います。3ページに、なぜ和解を受け入れたかということをもとめてございますので、簡単に読み上げてみます。

平成19年9月5日に、村が住民の福祉を増進することと雇用の場を確保する施設として建設した、「大宜味村特産品加工施設」の明け渡し等請求の提訴を那覇地方裁判所名護支部に行い、平成20年6月24日までに8回の公判を行ってきました。

その間、審理及び弁論準備を通して、被告は当初から裁判官に対して和解による解決の意向を述べてきました。

平成20年2月1日の第4回の公判において、被告より和解の条件案が提示されたが、村としては、和解するに値するか、審理と並行しながら検討するための材料を得るという姿勢で臨んでまいりました。

平成20年3月10日の第5回公判において、村より双方の条件を整理した金銭補償なしの回答をしたところ、被告側は金銭補償なしのゼロ回答に等しい条件は受けられないとの回答があり、次回公判に持ち越されました。

平成20年4月18日の第6回公判において、被告側から新たな和解案の提案がありました。和解について、村としては裁判官からの要請もあり、今後の方針等も含めて議会への報告と和解内容について審理を続ける中で検討することとしました。

平成20年5月7日の第7回公判において、第6回公判で被告側より提案のあった件に関し、裁判官より確認がありましたが、受け入れられない旨報告しました。今後審理を継続し、次回は証人尋問を行うことを確認し、閉廷しました。

第8回の公判に先立って、平成20年6月17日に被告側よりさらなる和解案の提案がありました。裁判官より、早期解決を望むならば話し合いのテーブルに着くことも必要ではないかとのあっせんもあり、審理と並行しながら和解するに値するか検討するための材料を

得るという基本姿勢を堅持しつつ対応してまいりました。

平成20年4月30日に開催しました議員全員協議会において、確かに和解は受けずに審理を続行しますということにしておりましたが、その後、審理と並行して行いました話し合いの経過を報告しましたが、和解については双方の条件が大きく開いている状況下で打開策が見出せない状況にありましたので、審理の継続の意向を受けました。そして、その和解案の中身が状況として、とても受け入れられる検討ではございませんでしたが、その間、状況は大きく変わってまいりました。

特に、条件の変更と、それから5月の中旬に、被告の物産振興会からある職員に直接電話が入りまして、今回そのまま裁判が続けば新たに賠償請求の提案を提訴するという、職員にそういう連絡があって、職員はその点について非常に不安と動揺があったということで、ある同僚の課長から三役のほうに報告がありまして、どうにか職員のほうからも和解という検討ができないものかということで、職員の執務状況あるいは全体に及ぼす管理体制からして、早急な解決策を検討しようじゃないかということで、村としては基本的な考え方も述べましたとおり、将来を見通した場合、下記により現時点では和解を受け入れたほうが、全体的に村益として有利であると判断したために、和解案を受け入れることにしたということでございます。

この特に主な4点は、下のとおりでございます。

まず、1点目が、被告が提示した5項目の和解条項に対し、村側の条件として、これまでの訴えの争点となっている最も基本的な点である加工施設について、平成18年4月3日に締結した管理運営貸付委託契約が、平成19年3月31日の経過により終了したことの確認をしたことを含めて、村が条件提示した13項目の追加条項がすべて確認され、双方が合意したということで、受け入れを検討してきたところでございます。

2点目の、被告は、これまでの和解提案で、2,500万円余りの法外な移転費用を求めていたが、今回の和解案では、300万円の退去料を支払えば、明示した期日までには明け渡すということから金額の比較検討した場合、早期解決に向けて和解を受け入れたほうが大きなメリットがあると判断したので、和解を受け入れることにしました。

しかも、被告側は、常々この裁判で敗訴しても必ず控訴し、損害賠償請求の新たな訴えを起こすとして、裁判が長期化し、双方が係争することも辞さないと言われていました。

これらのもろもろのことを考慮し、村としては比較的金額負担の少ないことも含めて、早期解決の道を選択しました。

なお、退去料は勝訴した場合でも、施設等の明け渡し裁判の慣例から一定額を被告に支払うことが通例となっているので、今回の300万円の退去料は、村としては解決金として支払うのは社会通念上妥当として、支払うことに合意をしました。

3点目、和解条項で明け渡しの期日が明示されたことにより、シークワサー生産農家を初め、多くの村民の皆様が安心が確約できると判断したので、和解を受け入れました。

4点目、平成21年3月31日の明け渡しであれば、予定されている指定管理者である振興組合において、工場の操業体制が十分に準備できると判断しましたことから、和解を受け入れたところでございます。

以上、私のほうから補足説明をいたします。今後ともひとつよろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 具志堅朝秀議員。

○ 7番（具志堅朝秀） 今の和解に関する第40号の関連があると思って質疑したいと思っております。

まず、7月29日と31日に地域説明会が行われております。まず、29日には喜如嘉校区、そして大宜味校区、31日には塩屋校区、津波校区と、説明、質疑それぞれ1時間程度だったと思っております。

その中で、参加された村民からいろいろな意見が出たと思います。そこで、その意見に対して当時で答えていただいたと思いますけれども、村当局は役場にお帰りになって検討されたかどうかですね。と、もう1点目、村民がその説明会で納得したと思っているかどうか。

2点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまのご質問にお答えいたします。ご指摘ありがとうございます。

2日間、各小学校区で住民説明会を内容について行わせていただきまして、多くの方々が参加をいたしまして、大変感謝をしております。

ご指摘の2点についてであります。それを受けて、その内容については、担当も含めましてどうしようかというような方向も含めながら、一定の検討をしたところでございます。

なお、また今の判断についてですが、いろんな形でご指摘がございましたが、全体的に

はこういうご指摘を、ご理解いただいたのではないかなというような見方も持っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） それでは、建物明渡等請求事件に係る和解案について、関連することについてお伺いをしたいと思います。

本件については、平成19年9月に那覇地方裁判所名護支部に契約期間の満了に伴う明け渡しと加工施設に対する所有権の侵害による損害賠償請求等を求めて提訴しているわけですが、その前段において、議会においても、訴えの提起について議会の議決を経ているのですが、その間の説明について、村が勝訴するという自信を持った説明でありました。今回和解案が提示されておりますが、当初から説明がされていない部分がちょっとありますので、お伺いをしたいと思います。

本日の和解の考え方に、このまま審理を続行すると裁判が長期化すると判断されることとありますが、この種の民事裁判については、結審まで時間がかかると思わなかったのかどうか。

また、先ほど説明にありました、この裁判について勝訴しても、通例、金が支払われるという、議会運営等々でも副村長の説明でありましたが、それは当初から予測していたのかどうか。それと、相手側からは、職員に対して損害賠償の訴えが起こることがあるかもしれないとの説明もありましたが、それはどのようなことに起因をしているのか把握はしていると思いますので、これも説明をいただきたいと思います。

そして、取り外された機器があるわけですね。これについて今後どのような処理をしていくのか。この件につきましては、大局的な政治判断で物事が進んでおるとしますので、村長か副村長に答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 第1点目だか、自信に満ちた裁判であったのではないかということでございますが、確かにこの裁判につきましては、諸条件からして、裁判を続行していくに当たっては勝訴するという自信の中で進めてまいりました。ただ、その中で長期化するというようなことについては、裁判は長期化するというのは当然出てきます。

そういった中で、これが方向が変わったというようなことにつきましては、先ほど申し上げましたように、我々は、長期化する中でのことと、今回被告から、和解提案が、最後

の骨子案が提示されたことの比較検討をしていった場合の村益全体を考えた場合において、当初の状況よりも状況が大きく変わってきたということで、行政のほうにおいては、当初の方針は堅持しながらも、やはり村民にとってどれが益になるかということ判断するのが通常の行政ですので、大きく状況が変わってきたということを受けまして、特に従来請求しておりました2,500万円という損害金が、300万円で一応は解決金として渡すので明け渡しという大きな比較検討を受けまして、そういった判断をしたところでございます。

それから、取り外し機器につきましては、試運転するに当たって、やはり我々の施設責任者、所有者である村としては、次の使用する事業者に対して一般のアパートと同じような形もあります。次に引き渡す場合は、健全に操業する体制を組まないといけないなということで、やはりリニューアル点検した上で、これは次の指定管理者に引き渡していくというような考えをしないと、工場がうまく稼働しないというようなことでございます。

それから、職員に対しての電話連絡があったということにつきましては、恐らくこれまで関係した職員だからということで、これまでの裁判、大宜味村としては和解を受けられないという方向をしておりましたので、恐らく和解受け入れの、ある意味では圧力もあったのかなと、受け入れさせるためのということで、結果として職員からも早期解決のための和解というような検討をしてくれという内部からの意見もありましたので、そういう意味合いでの電話があったということを理解しております。

以上でございます。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 1点、答弁漏れがありますので。

要するにこの裁判に勝訴しても、通例では金が支払われるというふうなことがありましたよね。それについては村長からちょっとお伺いさせていただいて。

それと、当然補助事業によってプラント機器が改変されているわけですから、もとに戻さなければいけないということが生じてきますね。それについて、当然次の管理委託者にも完全な形にして引き渡すというふうなことになると思うんですが、その費用についてはどこが持つんですか。それについてちょっとお伺いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 解決金の支払いについての、通例であるかということを知っていたかということについては、和解を受け入れ検討していく段階で、並行して裁判判例を見ておりました。その裁判判例の中で、やはり明け渡しの場合においては、一応出ていく

ほうについて支払っている判例がありますということが、判明いたしております。そういうことで、私たちが社会通念上300万円程度であれば、村の全体として長い目で見た場合は、大きく有利ではないのかなというふうなことでございます。

それから、取り外しのリニューアルの機械の費用につきましては、当然施設の所有者は公の施設としての村でございますので、改善センターとか道の駅センターとかの整備と同じように、施設の整備については、これは村がやる予定でございます。ただ、消耗的な、当然病院もそうですが、維持費的なものは当然事業者が収益のほうでやりますが、施設の改善、構造変化については村がやるということは、当然の義務として行いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） ただいまの基本的なラインにつきましては、村が当然修復をしていかなければいけないというふうなことで、結構多額の金が費やされると思うんです。そして、これいずれにしても補正予算で出てくるわけですね。ですから、住民説明会においても一番基本的な話なんですよ。要するに、村から金が出ていくというふうなことが、一番の住民のポイントになるんです。ですから、先ほどの機器のプラントについても、私はとてもじゃないですけども、住民説明の中でそういうことを説明したら、村民の皆さん、本当にこれ納得しているのかなというふうな疑問が生じるんですが、その点についていかがですか、再度。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの東議員のご指摘、まさにそういうご意見等もあると思いますが、私たちとしては先ほど説明がありましたようなことで、ほとんどさっきの2,500万円から300万円というようなことも含めまして、ほぼ理解をいただけたのかなというふうな思いがあります。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、40号について質疑したいと思います。

この和解については、6月24日ですか、議会の打ち上げの席でそういう受け入れを表明、村長はされたわけなんですけど、その前に4月30日、全員協で、先ほども副村長からもありましたけれども、全面的にというか、ずっと和解なしで白黒決着をつけるということで、強い姿勢で臨んでいくということを確認したことは間違いないと思います。

その間2カ月間、この和解案が浮上して何日かわからないですけれども、そういうのを、受け入れを検討すると判断された時点で、何で議会に説明がなかったのかと。これが1点目ですね。

それと、先ほどから損害賠償も請求されるような話があります。損害賠償を請求されるような何か要因が当局のほうにあったのかどうか。その辺2つ確認しておきたいと思いません。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 議会への説明については私のほうから。

その4月30日からのお答えの中で、急に変わったというような感じをというようなことなんですけれども、この和解と並行しながら、審理と和解案を検討しながらということを進めてきたわけですけれども、これまでの和解案の金額的なものは、さっき副村長から説明があったように、2,500万円余りというようなことが、この時点では300万円という解決金という形になりまして、さっきの説明のとおりであります。

これをなぜ説明できなかったかということについては、説明しなかったことについては大変申しわけないなど、やっぱり説明すべきだったなと思いたしますが。その議会中であつたにもかかわらずということなんですが、弁護士と相談をしながら進めている中での日程等もございまして、すべきではあつたけれどもというふうなことで、おわびをいたしたいなと思いたします。

それで24日になったのが、その日に内容が出てきてそうしましうやということになって、今のような経過になっております。この辺はおわびをいたしたいと思いたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 損害賠償の要因があつたかというようなことでございしますが、今回の訴えの中では、私たちは契約の満期終了に伴う明け渡しだけを主張しておりました。それでそれについては、相手方は、これは継続だと、あるいは解除だというふうなことで、解除であれば、これは損害賠償の対象になっていきますけれども、私たちはあくまでも、今のように契約の満了に伴うものということで主張して、最後まで、それは相手方も今回の和解条項でも認めていただきました。

そういった中で、まだ損害賠償そのものは訴えはありませんけれども、もし訴えが出たとしても、我々の契約満了に伴うものだというので、裁判は受けて続行するというようなことの姿勢は持っておりました。

そういうことで、損害賠償を訴えられるような要因というものは、我々としては認識はしておりません。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長のほうから説明されなかったことについてありましたけれども、やっぱり当初訴えの提起から、これは和解は議決事項だということは承知していたはずです。

それにもかかわらず、そういう行為が議会に対して行われたということは、非常に議会を軽視しているんじゃないかなと、そういう気がいたしております。

それと、1点確認したいと思います。

和解案の中の6項には、継続使用を期待していたところ、管理運営期間が短期になったためその期待が失われたこと、その金銭的評価額は800万円を下らないことを認めるとあります。

やっぱり、何か被告側が期待したことが、村の行為によってあるいは何か言動によってあったのではないかなという推察ができるんですけども、その辺についてお願いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） この期待ということについては、相手が要求する期待でございます、村における期待の言動というようなものについては、私たちはこれは一切ないものでございます。

ただ、その中で相手方が期待したということにつきましては、こういう経過だと認識しております。

平成19年2月23日に、この委託管理制度は廃止になりますよという通知をいたしました。平成19年2月23日についてです。そしてそれで廃止しましたので、3月31日の期間満了に終了しますよと通知をしたわけです。そうしたら、それについて一応は明け渡しをしてくださいよということでやったんですが、4月になってもその明け渡しのものがなく、5月になってもそういう明け渡しがなく、4月、5月、担当のレベルでもお願いと、どうか明け渡ししてくださいと、明け渡しにはどうやれば皆さんの気が済むんですかといういろいろな話と調整はしております。

そういった中で、やむを得ず、私たちとしては、明け渡しについては文書で調整した結果、調整もきかないもんですから、4月27日付で具体的に5月31日までに施設を明け渡しと通知をいたしました。その段階で、通知に対する意見がありましたら文書で知ら

せてくださいということをしたところ、1カ月後して5月25日に、物産振興会の代理人である弁護士から、いきなり回答書が来ております。この回答書の中にこういう1点がございいます。

確かに、貴村長と当社との本件施設の管理運営委託契約は、その期間が1年で、当事者協議の上で期間を更新する形式をとっておりますが、受託者である当社はその受託業務を誠実に履行するため、物的、人的な設備を投資し、技術の研修訓練等に専心してまいりましたので、貴村長との本件契約は、実質的には継続的取引契約であるというような主張で、ずっと来ております。だから、そういう継続取引である期待というようなことでのこのものについては、投資したり、物的をやっていたというようなことで、決して当事者も継続させますよというような言動に基づくものではなくして、この契約は協議に基づくものであるということを弁護士も被告のほうも認めた上で、ただ指定管理者を受けるという期待があったというふうなことの中で、やはり人的訓練を行ったので、もし出ていくのであれば引っ越し料として何がしのお金を請求すると、この中で当初は2,000万円だったんですが、後から2,500万円の中身が出て、じゃ、この資料を提出してくださいということの中身を精査してみると、期待されるものとしての訓練費用とか人的のこういったものについては、800万円を下らないものは一応は認められるのかなというような6項の項目でございいます。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 内容をいろいろ説明していただきましたが、端的に1点だけ。

役場側の瑕疵というか、何らかの和解まで持ってくる間のいろいろなやりとりがあったと思います。相手側とですね。もし、役場側のいわば被告に対してそういう期待を持たせるような、例えば職員含めて、執行部側含めて、全くそういう起因するものはないんですね。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） そういう状況はございません。書類上もございません。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 質問いたします。

この裁判が始まる前から一貫して、私はこの裁判は反対してまいりましたが、一番気になる点が、先ほども質問がありましたが、民事裁判で二、三年というのは通常は最高裁まで行った場合にかかると思うんですが、今回昨年から現在まで約1年もかかっていま

せん。

その中で、先ほど聞いていました村益ですね、特に説明資料の3ページの上にあります、一番上のほうですね。「なぜ和解案を受け入れたか」、福祉の増進と雇用の場を確保する施設として建設した。その後9月5日に裁判を行ったということで、その中から福祉以上に雇用の場ですね、その際に、たしか物産振興会さんには、村民が4名ないし5名が雇用があったはずなのですが、現在はいないと思いますけれども、また今回は正規雇用ではなくてパト的な雇用になっていると思います。

そういう面で、著しく村民に不利益を与えた、享受した村民がいるということを理解していただきたいと思います。

一番興味がありますのは、これとは違いまして、裁判所の和解案の中に、11項目と12項目のほうの11項目、被告は、原告に対し、本件加工施設の指定管理者選定手続及びその結果につき、原告に対し異議を表明したり、第三者に対し疑義を表明しないことを確約するとあります。

これは、私はこの指定管理者制度の手続やその結果に大変疑問を持っている1人ですが、なぜわざわざこの和解案の中にこういう文章が入ってくるのか。それも被告側であります物産振興会側にですね。また、第三者に対し疑義を表明しないことを確約すると、この文章からしたら、指定管理者の手続に何がしかの問題があったというふうに受けとめられてもおかしくない文章だと思います。それについて説明をお願いいたします。

そして、同じく12項目の、原告は、被告の企業活動その他に対して、公的な立場を利用して妨害したり、第三者に圧力を加えたりしないこと及びその他の第三者に疑義を表明するような言動をしないことを確約すると。村は何か公的な立場あるいは第三者に圧力を加えたりしないことをあちら側のほうは求められて、それを了解したということですか。

この2点ですね、説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 11項目の指定管理者の件につきまして、これは大宜味村は指定管理者の手続においては、公正な法的手続の中で選定されておまして、指定管理者の選定については、疑義を招くようなことはございません。それについては、武議員も議会でもいろいろありました。そしてその点について、また裁判の調停の中でもありましたが、そういうことは今度の論争のことにされたら困りますというようなことも含めまして、正規な手続でしているということを了解していただくということでございます。

それから、12点目の、公的な立場を利用して妨害しないということ、これは物産振興会から入れてもらっているものですが、恐らく、これはせんだってシークワサー島くとうば連絡会というものが、県を通して設立されております。この連絡会の中に大宜味村も一応は連絡会に加入してやっていただきたいというようなことがありましたが、これは大宜味村は農家の立場の推進でありまして、島くとうば連絡会については一応は生産組合パッカー等も入っておりますので、そこのほうには参画はちょっと一緒になる、今大宜味村は村挙げてブランド確立を推進している立場で、パッカーも一緒になっての製品活動ブランドとは相入れないところもあるので、参加はちょっと困難がありますよと県のほうとの連絡している段階で、県のほうから、これは推進している物産振興会の部長とやり合ったということですが、物産振興会から、何か大宜味村パッカーが入っていると参加できないというような話があったというようなことですが、大宜味村は物産振興会の部長から一度も電話を受けたことないし、こういう連絡をとったことはございません。恐らく県とやり合ったときの誤解だと思っておりますが、こういった中で、村としては決して事業者を誹謗するようなことはしない、やる予定もございません。ただ、このほうは今後起こらないようにということで、向こうは恐らく誤解の中で出てきているものだと思います。そういういきさつをご理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 次に、今回の和解案を先ほどからの説明で受け入れた理由に、損害賠償の件も絡んでいるということでありましたけれども、この損害賠償というのは、当初から発生するということは見込みがなかったのか、私はずっとそういう損害賠償金が請求されますよという見込みを訴えてきたはずです。

それが、先ほどの新城議員の質問から、職員に電話があったと、それで急遽急いで和解を受け入れたというふうな理解をさせられるような言葉がありましたが、それは違うんじゃないかなと思ひまして。

まず、損害賠償というのは、当初からこの物件とは別に請求されてもおかしくなかったのではないかとことです。それに対する説明と。

そして、平成19年3月末に議会議決を得て、4月に明け渡しを請求していますが、果たしてあれだけの規模の工場を1カ月、2カ月で移転して、彼らが運営できる、あるいは場所の確保に果たして可能なのか、この大宜味村内にですね。その辺は十分考慮すべきであったんではないかと思ひますが、いかがでしょう。もしそれを考慮していれば、今ごろこ

の裁判というものは起こらなかったはずですけども。

以上の2点、質問いたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 今回の裁判におきまして、損害賠償を想定していなかったかということですが、先ほどから申し上げているとおり、今回の裁判の争点は、契約の満了に伴う明け渡しということですが、これは当初から損害賠償の想定されるものではございませんし、我々はスムーズに明け渡しが行われるものと、契約の満了ですので、これはスムーズに行われるものとしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、これは契約の満了ではなくして契約の解除であれば、これは当然に当初から損害賠償の対象になるということは認識しております。

そういうことで、私たちは一貫して満了に伴う明け渡しですよということとしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、1カ月、2カ月で改良しなかったかということですが、この点は指定管理者制度の条例制定した段階、第1回、第2回の契約した段階から、指定管理者にこれは移行しますよということは、これはもう前もって相手も一応は熟知していることだと思います。だから、継続されれば一応はこれはそのまま経営できるんですが、そのときから一応は指定管理者制度は公募制ですよと、だから皆さんも含めて、ほかからも含めての公募でもって選定されますよということで、公募制のもので一応は選定されるかどうかというものの要素も、不確定要素もあります。

この不確定要素も含めて経営管理するのが経営者の状況だと私たちは認めまして、この文書行為で明け渡し通知したのは2カ月程度でございますが、制度の趣旨が変わりますよということは、もう2年ほど前から、これは1年半ほど前から、一応は物産振興会は説明したり、そして物産振興会もこの制度については、移行するということは熟知してのことでございますので、こういう配慮としては、私たちはこれが限界だったのかなということでご理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） それでは、最後に質問ですが、この裁判にかかわりまして和解案に至るまで、費用としては弁護士費用、借地使用料、それから今回の和解金もろもろを入れると弁護士費用、それから、今後シークワサーの加工場で使うあるいは施設の設置に対しての金額、おのずと2,000万円以上の金額になると思っておりますが、裁判のこの和解を受

け入れて、現在はこれ300万円のみという形式ですが、今まで費用からするとかなりの金額を使っていると思いますが、その辺の説明と金額、数字をお願いします。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前11時03分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き開議を開きます。

(午前11時05分)

○ 議長(宮城功光) 答弁を求めます。シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長(山城 均) ただいまの金額的な質問にお答えしたいと思います。

まず、裁判費用、弁護士委託料、あと裁判の印紙等に伴う裁判費用というんですか、それにつきましては合計で417万7,000円、これはもう平成19年度の予算で執行済みであります。あと和解金につきましては300万円。あと現在の管理者が移転しまして、村としての原状復旧に係る費用としまして約500万円ということで、これは施設の状況、取り外されて、もう1年半たっている機器もありますので、その機器の点検等の状況にもよりますが、一応は500万円見ていけば大丈夫だろうというメーカーの確認も得て、一応予算を考えております。

以上です。

○ 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

◎和解に関する審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) お諮りいたします。本案については、9人の委員で構成する和解に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解については、9人の委員で構成する和解に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました和解に関する審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、和解に関する審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま議題となっています議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解については、和解に関する審査特別委員会に付託します。

休憩いたします。

(午前11時08分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時19分)

◎議案第41号の上程、説明、質疑

○ 議長(宮城功光) 日程第5 議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)

平成20年度大宜味村の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,967万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年8月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第41号の平成20年度大宜味村一般会計補正予算の内容を簡単にご説明したいと思います。

まず、予算書の1ページをお開きいただきたいんですが、この中に歳入のほうが入っております。これは歳入県支出金118万8,000円が計上されておりますが、これは学校支援地域本部の事業補助金として、新規事業で118万8,000円の県補助金となっております。

続きまして、歳出についてご説明したいと思います。2ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出の中で総務費、教育費、予備費が入っておりますが、それぞれ総務管理費の中で300万円が補正上がっております。これにつきましては、予算書の6ページをお開きいただきたいんですが、6ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思ひます。

その中に、総務一般管理費の中で300万円の金額がございますけれども、これは加工施設説明渡請求事件の和解金としての300万円が計上されております。これは予備費をもって対応したいと思っておりますので、よろしくお願したいと思ひます。

それから教育費の118万8,000円につきましては、ここがございますように、報償費、需用費、役務費等がありまして、地域コーディネーターの報償費等々を含めまして118万8,000円となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） これで議案第41号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、41号について質疑をいたします。

まず、6ページの300万円。請求事件の和解金ということで300万円あります。これについて、先ほどの40号のやりとりの中でも感じられたと思うんですが、やはり和解については説明不足でもありましたし、議会等の本当の調整というのが全くなかったということで、それがもし通らなかった場合、当然補正も通らないわけですから、その辺の間で、もう納得してもらえるとということで、その予算も計上したのか。

それと、和解条項の中でこの和解金という言葉は使われていなくて、解決金というふうになっているんですが、その字句のあらわし方の説明ですね。

もう一つは、教育費の新規事業のものでですね。5ページの14款県支出金の5目教育費県補助金。この学校支援地域本部事業補助金というのはどういう事業なのか、具体的に説明をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前11時25分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 当然和解の提案をしておりますので、今回提案しているものを先ほど和解の基本的な考え方で述べたとおり、やはり村益全体の立場から長期的な視点で見て、村としては和解を受け入れたほうがいいだろうというようなことで、ぜひ今後の長期の目で見ても、村民のためにもなるという行政判断、政治判断をしておりますので、和解を40号の提案と、これが当然に皆さんからのご理解いただけるものとして提案させていただきます。そして、ぜひご理解、ご協力をお願いしたいと。あわせてそれに伴うこの予算は、皆さんからのご理解いただけるものを前提として予算を補正してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、和解条項での解決金、これ和解金ということでございますが、特別にこの区別の意味というものはございません。解決金として理解していただければと思っております。

○ 議長（宮城功光） 教育課長。

○ 教育課長（友寄景善） 学校支援地域本部事業の内容について説明いたします。

学校教育においては、近年、教育活動以外の業務などで、教員の業務量の増加が問題となつてきております。教員の勤務負担を軽減し、積極的に時間外勤務を縮小し、教員が子供一人一人に対するきめ細やかな指導をする時間の確保を図る取り組みが必要だと言われております。

これらを踏まえて、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、多様な形態の教員支援を可能として、子供と向き合う時間の確立を図るということで、要するに近年先生方が非常に勤務状態が厳しくて、子供一人一人と向き合う時間帯が少ないということで、地域のボランティアを活用してさまざまな形で学校を支援して、教員の勤務形態の軽減を図っていこうという学校支援、これ、学校支援する場合に、また地域のボランティア、地域にどのような方々がいるのか、地域の人材を生かして学校をさまざまな形で支援していこうと、そういう事業となっております、これは今県内で那覇市と本部町と大宜味村が三カ年の計画で、一応モデル事業として実施する事業であります。

以上です。

- 議長（宮城功光） ほかに。新城一智議員。
- 2番（新城一智） 教育関係の説明、十分わかりました。

6ページの和解金の件なんですけれども、例えば和解が認められたとしても、21年3月31日までに解決金を払ったらいという条項ですので、何で結果も見ないうちにそうやってセットで出してくるというのは、僕ら何の説明も受けていませんでしたし、本当に何を考えてそう出してきたのかなという気が非常にしてなりません。その辺、村長のほうからも一言もらいたいと思います。

- 議長（宮城功光） 村長。
- 村長（島袋義久） 今ご指摘のことについてお答えいたしますが、確かにこの300万円という金額だけが独立したということではなくて、先ほどの提起ありました和解案の中身になっていますので、それを成立させるために同時に予算を一緒に加えなければいけないという、この和解案の中身としてこれを入れたということです。

- 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算は、予算審査特別委員会に付託します。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別補正予算（第2号）

平成20年度大宜味村の簡易水道事業特別補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成20年8月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の内容を簡単にご説明したいと思います。

まず、この補正は支出のみの補正のみとなっております、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この歳出の簡易水道総務費の簡易水道管理費でございますが、これは給与の減でございます。74万7,000円。この減になったものを予備費で一応は計上しておきたいということで、このほうは43号との関連がございます。

すなわち、簡易水道一般事業の職員給料74万7,000円は、下水道事業の補助金が増加したことに伴いまして、2カ月分の減となっております。それを一応減になった分を予備費で計上しているということでございます。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま議題となっています議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、予算審査特別委員会に付託します。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,019万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,615万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年8月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

今回の2,019万2,000円の追加は、下水道の工事料の増加に伴う補正でございます。

1ページをお開きいただきたいと思いますが、工事料増加に伴いまして、国庫支出金が増えました。1,200万円の国庫支出金が出ております。そして、この国庫支出金と村債の800万円で、一応事業を対応していこうということで考えております。

それから、歳出でございますけれども、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出のほうに、公共下水道事業2,000万円というようなことになっております。このほうについて先ほど補助金ございましたので、下水道の職員のをこれでカバーして、下水道事業特会は一応は減少させたということでございます。

それから、村債につきましては、3ページの地方債補正のほうを見ていただきたいと思いますんですが、限度額5,010万円から、今回増加するに伴いまして800万円の追加をして5,810万円という限度額を計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま議題となっています議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計

補正予算は、予算審査特別委員会に付託します。

休憩いたします。

(午前11時40分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時44分)

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に和解に関する審査特別委員会及び予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

まず、和解に関する審査特別委員会の委員長に友寄景光議員、副委員長に新城一智議員。

次に、予算審査特別委員会の委員長に新城一智議員、副委員長に東 武久議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣言

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時45分)

平成20年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 平成20年8月7日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成20年8月7日 午後3時30分)

閉 会 (平成20年8月7日 午後3時52分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 4 0 号	建物明渡等請求事件に係る和解について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
2	議 案 第 4 1 号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 4 2 号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 4 3 号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補 正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） 本日の会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎議案第40号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。和解に関する審査特別委員会委員長。

平成20年8月7日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

和解に関する審査特別委員会
委員長 友 寄 景 光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第40号	建物明渡等請求事件に係る和解について	原案否決 賛成少数

（友寄景光和解に関する審査特別委員会委員長 登壇）

- 和解に関する審査特別委員会委員長（友寄景光） ただいま議題となりました議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解について、和解に関する審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、8月6日午後1時から及び7日の午前10時から2日間にわたり審査いたしました。

本案は平成19年8月の臨時議会において、訴えの提起について議決を得た、現在係争中

の大宜味村特産品加工施設の明け渡しを求めている事件の被告有限会社農業生産法人大宜味物産振興会（代表取締役 與那覇 玲）と村側との建物明渡等請求事件に係る那覇地方裁判所名護支部から提示された和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求められているものです。

和解の内容は15項目となっているが、主に

1. 原告は、被告に対し、本件加工施設の明け渡しを平成21年3月31日まで猶予する。
2. 被告は、原告に対し、平成19年度及び平成20年度の本件加工施設使用料相当損害金合計534万4,000円が未払いであることを認める。
3. 原告は、被告に対し、被告が本件加工施設の継続的使用を期待していたところ、管理運営期間が短期になったためにその期待が失われたこと、その金銭的な評価は800万円を下らないことを認める。
4. 原告は、被告に対し、解決金として300万円を平成21年3月31日限り、被告訴訟代理人名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。

との内容となっています。

まず、8月6日の委員会においては、與那覇 玲さん、村職員の米須邦雄さん並びに友寄景善さんを参考人に出席を求めたところ、與那覇 玲さんのみが出席し説明を求めました。参考人への委員長の総括質疑の概要は次のとおりです。

1. 補助事業で整備された当初の機器の改変についてはいつごろなのかとの質疑に対し、当初機器の不備がありジュースをつくれる状態ではなく、村へ変更するよう話をしたとの答弁でした。
2. プラントの変更は、村との協議があったのかとの質疑に対し、村と協議して行い、メーカーからも説明しているとの答弁でした。
3. 部分的なプラントの変更については、平成17年5月ごろ、村長室において、その費用持ち分について、村のほうで補正して負担してもらえないかという話をされたということであるが、村は負担することができないとの回答で、契約を5年間据え置くということで、その負担について相殺するというので合意したということであるが、そのことについて間違いはないかとの質疑に対し、負担はできないとの村側の回答。契約の5年据え置きに関しては、文書はないがあいまいであったとの答弁でした。
4. 村職員への何らかの損害賠償を起こすことがあると電話等でされたことはあるのかとの質疑に対し、私は全くない。弁護士からもないと思う。選定委員会の得点はおかしく

ないかということは言ったとの答弁でした。

5. 継続的契約の認識の仕方として、5年程度使わせてもらえるという考えがあったのか、また、村とのやりとりで期待するものがあったのかとの質疑に対し、期待はあった。当初継続的に貢献できる企業ということであったので、まさか選定から外されるとは思わなかった。単年度であれば、参入はしなかったとの答弁でした。

6. 被告から和解案の提案がされたと言われているが、それが事実なのか。または、裁判所からのあっせんもしくは村からあったのかとの質疑に対し、当初から和解を主張してきた。裁判所から村のほうへは和解のあっせんはあったと思いますとの答弁でした。

7. 6月17日に出された和解案の骨子から27日までの間、村や裁判官とのやりとりは何回ほどあったのかとの質疑に対し、弁護士同士のやりとりは数回あったと思いますとの答弁でした。

8. 物産振興会が取りつけた機器の撤去はどうするのかとの質疑に対し、撤去するとの答弁でした。

9. 当初から損害賠償2,500万円請求するとされたが、事実かとの質疑に対し、当初から請求したことはないとの答弁でした。

10. 事務所の住所が津波から田港へ移転したのはいつごろか。また、村への報告はいつごろやったのか。また、現住所の上原へはいつごろ移したのかとの質疑に対し、契約当初から田港へ移転した。上原へは平成20年5月に移転したとの答弁でした。

以上が、與那覇 玲参考人に対する質疑の概要です。

8月7日の委員会は、説明員に副村長、総務課長、シークワサー振興室長の出席を求め、午前10時から審査いたしました。

まず、質疑について報告いたします。

4月30日の全員協議会から和解までの間、なぜ2カ月間もあったのに、議会に対し説明する場を設けるべきではなかったのか、また與那覇参考人の説明と村の説明には温度差があり、村に瑕疵はあったと思うがとの質疑に対し、短期間であったために議員に説明するのに内部で議論をしたが、調整できなかつたのはおわびしたいとの副村長の答弁でした。

次に、和解については、議員と執行部が調整して延ばすことは可能ではなかったのかとの質疑に対し、私のほうから何とも言えないとの副村長の答弁でした。

次に、討論について報告いたします。

4月30日の全員協議会では、裁判を継続し勝訴するということがあったが、和解案の事

前説明もなく、原告が被告に対し金員を支払うということは、村民は納得せず、説明責任が果たされているとは思えず、財政上からも反対するとの討論があり、同趣旨の反対討論もありました。

なお、賛成討論はありませんでした。

本件については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ **議長（宮城功光）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（宮城功光）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。4番 東 武久議員。

（4番 東 武久議員 登壇）

○ **4番（東 武久）** ただいま議題となっております議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解について、反対の立場で討論を行います。

本件については、村より無断でプラント機器に改変を加えたことによる管理運営に反した行為等の理由で提訴した事件についてであります。本会議、和解に関する審査特別委員会の質疑等を通じて、審議を行ってきました。

まず、訴えの提起の際に、この裁判が長期化することと、勝訴しても一定の金額を相手方に支払うことが通例になっているということの説明、勝訴してもプラント機器の処理方針等が、平成19年11月の住民説明会でも説明されておられません。

今回特別委員会において、被告側の與那覇氏の参考意見等を聞くと、村側の主張、説明と隔たりがあり、村側の主張、説明に多くの疑問点があるものと思われま

す。また、ことし7月末の住民説明会についても、原告が和解に向けて300万円を支払うことについて、到底理解されているとは思われません。村民世論の大方は、なぜ原告が被告に300万円を支払うのか、その金額については村民の血税であり、この和解案は承服できないとの感を強く受けとめるものであります。

よって、この和解案は否決すべきものだと考えます。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（宮城功光） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これから議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は否決とするものです。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手少数)
- 議長（宮城功光） 挙手少数です。
したがって、原案は否決されました。

◎議案第41号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

- 議長（宮城功光） 日程第2 議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、
日程第3 議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第
4 議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の3件について
一括して議題とします。
一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成20年8月7日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第41号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	修正可決 賛成多数
議案第42号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第43号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

(新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました議案第41号から議案第43号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、8月7日午後3時開会時間を午後1時30分に繰り上げて審査いたしました。

まず、議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については質疑、討論はなく、議案第40号 建物明渡等請求事件に係る和解についてが否決されたため、和解金の300万円を削除し、賛成多数により修正可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の2件については、いずれも質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告といたします。

よろしく申し上げます。

○ **議長(宮城功光)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(宮城功光)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(宮城功光)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について採決します。委員長の修正案に賛成の方は挙手願います。
(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について挙手によって採決します。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

これから、議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、
委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討
論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採
決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛
成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第42号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は委員長
の報告のとおり可決されました。

これから、議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について
委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について
討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛
成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第43号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は委員
長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結
果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任
されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣言

- 議長（宮城功光） これで本日の日程を全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第6回大宜味村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員